

都市開発諸制度の各基準等に関する経過措置について

令和 6 年 7 月に改定する都市開発諸制度に関する基準等について、下記のとおり経過措置を設ける。

記

1 経過措置を定める基準等

- (1) 新宿区特定街区運用基準及び同実施細目
- (2) 新宿区高度利用地区指定方針及び指定基準及び同実施細目
- (3) 新宿区再開発等促進区を定める地区計画運用基準及び同実施細目

2 経過措置の項目

「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針(東京都・令和 6 年 3 月改定)」の第 8 章 5 (2) カーボンマイナスの推進に関する以下の項目を経過措置の対象とする。

- (1) 建築物の環境性能 (非住宅・住宅)
- (2) 再生可能エネルギーの変換利用
- (3) 電気の再エネ化率
- (4) 最適運用のための予測、計測、表示等及びエネルギーの需給調整を最適化する機能の導入 (エネルギーマネジメント)
- (5) EV 及び PHEV 用充電設備の設置

3 経過措置の内容

上記 1 に関する制度を活用しようとする計画で、施行日時点で区との協議が進んでおり、令和 7 年 3 月 31 日までに計画提案書等を区が受理した計画については、上記 2 の事項について、従前の基準を適用することができるものとする。なお、上記 2 以外の事項については、令和 6 年 7 月に改定する基準を適用する。